

○衛藤委員長 山井和則君。

○山井委員 質問時間を三十分いただきましてありがとうございます。麻生総理、舛添大臣、年金と医療のことを質問させていただきますので、どうかよろしく願いをいたします。

今も原口議員の質問にありましたように、改ざんされた年金が、その疑いがあるのが百四十四万件、これもまだ氷山の一角で、もっとあるかもしれないと言われている。さらに、消えた年金が五千万件と言われています。

しかし、改ざんされた年金も、給与明細とか、かなりの証拠がないとなかなか回復されないということなんです。私が質問で取り上げたいのは、それでやっと訂正にこぎつけてからかなり時間がかかるということなんです。

例えば、私のところに相談に来られた神奈川の八十歳の男性は、四十カ月分の船員保険が見つかった。一年前から社会保険事務所に相談したけれども見つからなかったの、御自分で昔勤めていた地域の社会保険事務所などに行ってやっとそれを見つけた。それで、ことしの夏にやっと記録が訂正された。

それで喜んだところ、何と、社会保険事務所に、ではいつ払ってもらえますかと、未払い年金がトータル百万円以上なわけですが、そうしたら、わかりませんけれども二年先になるかもしれませんと言われた。この方は御自分も体調が悪いですし、奥様も御病氣、そういうこともあって、なぜ一年や二年もかかるのか、生きている間に払ってほしいと。これは当たり前の話だと思うんです、麻生総理もうなずいておられますが。

そこで、舛添大臣にお伺いしたいんですが、記録訂正がされたら、高齢者の方はこれで年金未払いが戻ってくるんだと普通思われると思うんです。今、全国で、何カ月あるいは何年ぐらいかかったら年金が受け取れるんですか。

○舛添国務大臣 全体的な平均の所要月数を申し上げますと、全体として七カ月程度を要しておりますが、複雑な処理を要するものについては九カ月から十カ月。しかし、センターによっては一年以上お待たせしている例もございますので、迅速に対応できるように、さらに努めてまいりたいと思っております。

○山井委員 フリップを出してください。

これはどういうことになっているかという、手元の資料にもお配りしておりますが、二ページ目であります。今、何と六十二万件も、記録訂正を受けなければ未払いの年金がたまっていつているわけですね。それで、一カ月に処理されているのが今二万五千件なんです。それを単純に割りますと、二十四カ月、二年かかるということになってしまうわけです。そうすると、八十歳の方も九十歳の方もおられるわけで、このままでは生きているうちにもらえない。

麻生総理、私のもとに一枚手紙が来まして、ポイントだけ読み上げさせていただきます。

七十六歳になる男性です。ことしの三月八日に社会保険事務所に行ったら、たった五分で記録が見つかりました。それで、社会保険事務所の方は、三カ月ぐらいでお支払いできますとおっしゃった、三月に。それで六月初旬に電話したら、約束の三カ月ですが、大変混雑して遅くなっており、もう少し待ってくださいと言われた。それで、いつごろまでですかと言うと、もう三カ月待ってくださいと。それで六カ月たった九月初旬に電話したところ、やはり忙しくて、約束どおりお支払いできませんと。それで社会保険事務所の方がおっしゃったのが、今支払っているのは今年の十一月から十二月のもので、いつお支払いできるかわかりませんと。

それで、この方は御病氣を患っておられるんですが、手紙に書いておられるのは、私も平均寿命まであと三年ほどです、それに慢性病を抱えており、あすの日がわかりません、せめて生きているうちに年金を払ってほしいと思っております。

こういう方々がどんどんふえていつているんですが、生きているうちに年金を払ってほしい、このことについて、麻生総理、どう思われますか。

○麻生内閣総理大臣 当然の感情だと思いますね。当たり前の話なんだと思います。

こういったのはいろいろ事情があって、どれぐらい細かい事情というのは、人によってこれは物すごく、私も幾つか知らないわけじゃありませんので、物すごく細かくなって、くしゃくしゃになっている例というのは幾つもありますので。

ですけれども、今のものはかなり、答えはもう出ているということになった上でそれだけというのは、ちょっと現場がわからぬので理解できませんが、基本的に感情としては、だって、わかったんだったら即というのが普通、まあ三カ月、それぐらいのところは常識的な、私もそう思ったのが、六カ月、その次はさらにわからぬということになると、ちょっと対応としてはいかがなものかと、率直な実感です。

○山井委員 では、もうちょっと説明しますので。

これは、麻生総理も今おっしゃって、なぜなんだろうということなんですが、今申し上げたように、六十二万件、詰まってしまっているんですよ。だから、今のものを今処理しているんじゃないくて、この手紙にあったように、社会保険事務所は昨年十一月、十二月のものを今やっていて、たまってしまっているわけですね。一カ月の処理件数が二万五千件。ところが、未処理のものが六十二万件たまってしまっているということなんです。

それで、麻生総理、やはり常識的におかしいと思うんですが、常識的に考えて、記録が見つかったら、非常に難しいものは別ですけれども、大体これは何カ月ぐらいで払うのが常識だと麻生総理は思われますか。

○舛添国務大臣 委員のその表は、九月までで平均二万五千ということをおっしゃいます。そこで、それまでは百二、三十人体制でしたので、十月から二百三人にふやしました。そして、処理件数が大体倍の五万から六万、十一月は大体六万三千ぐらいになると思います。それで、この十二月からさらにふやしまして二百八十人、そして一月、二月、三月、この年明けには三百十人までふやしたいというように思っています。

そこで、今までは追いついていませんでしたけれども、例えば、一月に申請が十万あればこれを十万以上の処理体制でやっていくということで、非常にこの再裁定の作業というのは難しく、本当にプロじゃないとできない面もあります。しかし、全力を挙げて、この期間を短縮すべく今鋭意やっているところでございます。

○山井委員 決意はわかるんですけれども、問題は、やはり御高齢の方、御病気の方はせめてめどを言ってもらいたいわけですね。いつかわからないと言われたら、保険料はもう払っているわけですから、保険料を払って、社会保険庁が記録を消しておいたのに、いざ払う段になったらいつ払うかわかりませんでは、余りにも高齢者に対して失礼だと思うんですが、常識的に何カ月以内ぐらいに払うのが筋だと思われますか、麻生総理は。

○麻生内閣総理大臣 山井先生、これは常識的に保険が幾らおられるかという、交通事故の話やらでよくある話なので、ああいったときの話というのも、これもずっと保険料を払っていて、事故したときに間に合わなかったら意味がないじゃないかと。災害保険とか損害保険とか火災保険とか、トラブルがよく起きる話なんですけど……(山井委員「年金とは違うと思うんですけれども」と呼ぶ) いや、払った金が、もらえるべき金がおいてこないという点においては同じでしょうが。だって、払ったにもかかわらず、オーケーになったにもかかわらず、しかも来ねえというのはおかしいじゃないかという話なんですから。

だから、基本としては、火災保険をずっと納めていたにもかかわらず、不慮の火災で、類焼で焼けたというときには、当然のこととして火災保険が常識的には即おられるものだと思っているんだけど、それがおりない。何だか知らないけれども、いろいろ場合によって違いますけれども、理由があっておりなかったときに、まあ最終的にはおられるんでしょうけれども、それにはどれぐらいが常識的かと言われると、私もその種のトラブルの中に入ってどれぐらいが常識的かと言われるとちょっと答えようがありませんけれども、数カ月というのが普通かな。数カ月ぐらいなんじゃないんですかね、普通。

私、交通事故で四カ月ぐらいかかったのが一回だけあるので、それ以来、記憶が、その種の話がありませんので、常識というのがちょっと私には欠けているのかもしれない。

○山井委員 数カ月とおっしゃいますが、本人には何の罪もないわけですね。一生懸命働いて、それで、社保庁の一方的なミスで、やっと年金が見つかった。長い人は、先ほど原口委員から話がありましたが、第三者委員会で一年ぐらい審査をしている人もいるわけです。やっと見つかったも、それから一年か二年かかる、これではだめだと思うんです。

それで、次のフリップをお願いいたします。

この消えた年金問題で一番残酷なケースは、二十五年ルールというのがありますから、二十五年に足りなかったら無年金になっておられるんですね。私たち民主党、消えた年金問題で無年金になっている人がいるんじゃないかということをおもって追及してきて、やっと五月、六月だけ初めて出してもらいました、無年金の方を。そ

うしますと、五月、六月だけで三十五人、年金が消えていたせいで無年金だったということがわかったわけです。

それで、これをごらんになってください。二番目の方は九十三歳なんです。十三年分国民年金が欠けていて、そのせいで無年金になって、何と三十三年分、一千三百万円未払いになっていたんですよ。私はこれを見たとき、非常にショックを受けました、本当に三十三年間どれほど苦しい生活をされていたんだろうかと。

それで、この発表があったときに、一日も早く、特にこの九十三歳の方には払ってください、謝りに行って払ってくださいとお願いしたんですが、舛添大臣、この方、ちゃんと全額もうもらわれましたか、今どうされていますか。

○舛添国務大臣 この九十三歳の女性は十一月上旬にお亡くなりになっております。

年金につきましては、初回の支払い分、五年以内分については十一月に支払い済みでございまして、残りについては、今、十二月の支払いに向けて支給額の処理中でございます。

○山井委員 舛添大臣、確認しますが、一銭でも、この方は年金を生きている間にお受け取りになったんですか。

○舛添国務大臣 大変残念ながら、お支払いしたのが十一月中旬、お亡くなりになったのが十一月の初旬、間に合いませんでした。

○山井委員 これは私たちが、民主党の議員が、とにかくこれ、ちょっと欠けていたんじゃないんですよ。消えた年金のせいで一銭も年金をもらっていなかったんですから、常識的には、見つかった翌日謝りに行って、それこそ耳をそろえて一千万円払って、こちらのミスで申しわけなかった、今からでは遅いかもしれないけれどもお役立てくださいと言うのが筋だと思うんですが、舛添大臣、この方に社会保険事務所は謝罪には行ったんですか。

○舛添国務大臣 直接お会いできた方々には、すべて謝罪をしろということで謝罪をしておりますが、お会いできなかったり、もう来ないでくれと拒否された方はお会いしていません。ですから、謝罪ができておりません。

○山井委員 舛添大臣、確認します。この方には謝罪はしたんですか、九十三歳の方には。

○舛添国務大臣 ことしの春から病院に入院されていたということで、御家族、つまり御子息夫婦にきちんと謝罪をしたということでございます。

○山井委員 なぜ本人に謝りに行かないんですか。御子息夫妻に謝ったとかじゃなくて、入院されていたということがわかったら、それこそすぐに払わないとだめじゃないですか。入院されていて、一千三百万未払いが社会保険庁のミスでわかった、そうしたら、一日も早く払わないとお亡くなりになるというのが容易に想定できるじゃないですか。

五月十五日にこれがわかって、お支払いされたのが十一月中旬。なぜ半年間もおくれたんですか。その間も、私たち必死に、早く払ってくれ、年金というのは生きている間でないと意味がないからと言ったわけですよ。

麻生総理、私は、残念ながらこのケースは象徴的なケースだと思うんですけども、今の話を聞かれて、九十三歳の方は一千三百万円無年金だった、本人には何の落ち度もない、わかってからも半年間払わずに謝罪も本人にしていない、こういう対応をどう思われますか。

○麻生内閣総理大臣 ここはちょっと今初めて伺ったケースなので何ともお答えしようがありませんが、極めてこれは痛ましい話だと思うね、正直。

何となく、病院に入院されたときの状態が、どういう状態で入院されておられるのか、ちょっとよくわかりませんが、家族の人も嫌がったのか、ちょっとそこらのところ、現場にいないので何ともわかりませんが、聞いていてまことに痛ましい話であるなというのが率直な、今どう思われますかと言われれば、そういう感じがします。

○山井委員 私は、残念ながら、こういう対応を見ていると、今の政府が年金というものを、また御高齢の方々の老後の生活というものをどう考えているのかということを実際に疑わざるを得ないんですよ。保険料は取るわけですよ、強制徴収なりで。それで、本当に悪質な場合には差し押さえまでやる。ところが、実際には、払ってくれと言ったときには払われないわけです。

それで、もう一つ。残念ながら、十一番目のケースの方、六十九歳の男性、六十九万円未払い。十八番目の女性、八十一歳、四百四十八万円未払い。二十五番目の女性、八十四歳、四百万円未払い。この方々が年金が見つかった経緯を、舛添大臣、お話してください。

○舛添国務大臣 まず、十一番の方からでしたね。十一番の方の場合は、亡くなられた御本人にねんきん特別便が届いたため、その奥様が社会保険事務所に相談に訪れた際に判明した。

それから、番号十八の場合は、亡くなられた御本人が受給していた遺族年金の未支給年金の手続のため、御遺族が社会保険事務所に訪れた際に判明した。

それから、次は二十五番でしたね。二十五番の場合には、御本人がその主人の年金に加算されていた加給年金の対象者であったところ、お亡くなりになったので、御主人がその旨の届け出を行うため社保事務所を訪れた際に判明したという報告でございます。

○山井委員 ということは、十八番の方と二十五番の方は、亡くなったから年金記録が見つかったということですね、これは死亡届を出したから。

やはりおかしくないですか。年金というのは、生きていううちに当然もらって老後の糧にするというのが本来の年金なんです。なのに、なぜ死亡届を出さないと年金が見つからないのか、この国は。なぜ死亡届を出さないと年金がもらえないのか。これは四百万、お二人ですけれども、やはり四百万円あったら老後の暮らしはかなり違うと思うんですよ。

だから、私たち民主党は、今までから長妻さんを先頭に、特別便だけではなくて、紙台帳とコンピューター記録の照合を急いでくれと言っているのはこのためなんです。世界じゅう探しても、死亡届を出さないと年金が回復されない国なんかないんじゃないんですか。

麻生総理にも、ちょっと痛ましい話ばかりで恐縮ですが、死亡届を出さないと二十五年を経る年金権が見つからない、こういう状況をいかが思われますか、麻生総理。

○麻生内閣総理大臣 消えた年金、消された年金、いろいろあろうと思いますが、少なくとも今の話を含めて、やはり、死んだらわかったとか死亡したらわかったというのは少々ふざけているね、この話は。ちょっとそれは幾ら何でも、手抜きもしくは意図的に消しているのか何か知りませんが、ケースケースいろいろあるんだと思いますので、ちょっとこのケースがどうなっているのかよくわかりませんが、少なくとも、死んだらわかったというのは、これはどう考えても普通じゃないねという意味では、かなりおかしいという感じがします。

○舛添国務大臣 せっかく表を出していただいたんですけども、ちょっと社会保険庁の引用なされたデータがお古いのかなと思っておりますが、十一、十八、二十五、すべて十一月にお支払いをしていますので、未払い分というのはございません。

いろいろところで数字が正しくございませんので、またこれは訂正させていただければと思います。

○山井委員 これは五月の時点での未払い分であります。

麻生総理がおっしゃるように、どう考えてもやはりこれはおかしいと思います。そのためには、これはどうせねばならないのかというと、特別便だけでは不十分だということがこれでわかるんです。やはり死亡届を出さないとわからないというのはおかしいわけで、紙台帳とコンピューター記録の照合を一刻も早くやらないとだめなんです。

それで、時間に限りがありますので、次の後期高齢者医療制度の話に移ります。

この後期高齢者医療制度でも、きょうの資料で配付しておりますが、青森県の保険医協会の調査では、何と七十五歳以上で四千人の方が後期高齢者の保険料を滞納されているということがわかりました。七十五歳以上の高齢者の一二%、資料四であります。また、新聞社の調査でも二十万人が滞納していると。全国規模にかえると六十万人以上が滞納されているのではないかと推測されるわけですね。

そこで、今、資格証明書というのがありますが、後期高齢者医療保険証の裏には、こういうふうに、特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります、また、特別の事情がないのに納期限から一年間経過しても保険料を滞納している場合、この証を返還してもらいますということになっています。つまり、今、推定で数十万人の七十五歳以上の高齢者、これは麻生総理、天引きをされていない所得の低い人が多いんですが、この方々が滞納しているわけです。このまま一年間ですから、来年の春以降になれば資格証明書を発行される方が出てくるわけなんです。

先ほど笹木議員の話にもありましたが、お子さんの資格証明書発行、これは資料ですが、残念ながら、無保険の

方が三万三千人おられます。悪質なケース以外は発行しないと言っているながらも、三万三千人も子供の無保険が発生しています。同じ論法でいけば、何万人か何十万人かの七十五歳以上の高齢者の無保険の人が発生しかねないんです、このままいけば。特に、七十五歳以上の方というのは御病気がちな方が多いですよ。麻生総理、これはやはり問題だと思われませんか。いかがですか。

○舛添国務大臣 まず、この保険料の収納状況でございますけれども、十八の広域連合について直近の数字が出ました。それで、収納率が平均して九一・五六％ということで、九割以上の方がお払いになっています。

それから、これは委員よく御承知のように、今まで銀行口座から落ちていたのが、そうならなくなったために、自分で払いに行かないといけない。それは実は御案内差し上げたんだけど、郵便物が来ても、ずっと口座から落ちているからということで、督促状が来て初めて、ああ、こうだったんだという方も相当入っています。ですから、今のトレンドがそのまま続いていくとは思いません。

しかし、もちろんまだ一年たっていませんから、どなたにも資格証明書は出しておりません。これも、先ほどの笹木委員がおっしゃったお子様の例と同じように、一律に機械的に、ただ一年たったから、滞納したからということではなくて、悪質な場合はそれは別ですけれども、きちんときめの細かい対応をして、自治体に対しても広域連合に対しても指導してまいりたいと思っております。

○山井委員 私たちは、この後期高齢者医療制度は廃止すべきだと法案も出してあります。その理由は、実は、子供の無保険の問題も高齢者の無保険の場合も、国会で質問するといつも、きめ細かい対応をしております、そういう耳ざわりのいい答弁なんですね。ところが、私たち民主党が、本当にきめ細かい対応をしているんですか、子供の実態調査をしてくださいますと言ったら、実際、三万三千人も無保険の子供がいたじゃないですか。実際、ほとんど訪問せずに、文書だけ送って資格証明書を発行しているケースも非常に多かったということがわかったわけですね。

ですから、舛添大臣の言い分もわかります、きめ細かい対応をしたいと。でも、実際には、数万人単位で、後期高齢者、七十五歳以上の方に資格証明書が発行される可能性があるわけです。この保険証に書いてあるわけです。ですから、それをゼロにするためには、一年間滞納したら資格証明書を発行して無保険になるということを法改正しないとだめなんですね。ことし三月までは、老人保健制度では、七十五歳以上の高齢者には資格証明書を発行しないということになっていたんです。ところが、後期高齢者医療制度で初めて、資格証明書を発行して無保険になるということになったんです。

私、思うんですが、一番不幸な、戦争を経験して、戦後の廃墟から今の日本の平和な国をつくり上げてくださったのは、やはり七十五歳以上の高齢者の方々だと思うんですね。その方々を敬う敬老の国だからこそ、ことしの三月末までは七十五歳以上の高齢者には資格証明書は発行していなかった。実際、退職者の医療でも、保険料の納付率は九十数%と高かったわけです。にもかかわらず、来年の四月から、このままいったら数%、数万人あるいは十万人を超えるかもしれない方に資格証明書が発行されるかもしれない。

高齢者が資格証明書を発行されたら全額自己負担になりますが、麻生総理、そういうことになったら、これは医療を受けられなくてお亡くなりになる方も出かねないんです。このことについて、麻生総理、やはり問題だと思われませんか。麻生総理、お答えください。まず麻生総理。

○麻生内閣総理大臣 正直、山井さん、この話、私そんなに詳しいわけではありませんので、何となく、どういう言葉を引き出そうと思って質問されているか、ちょっと意図がよくわからぬから、うかつには答えられないところがあるんですが、正直なところ。(山井委員「もう率直に教えてください」と呼ぶ)だけれども、率直なところで、これは、基本的には適用の運用が問題なんだと思うんだね。僕は、今の話だけで聞いて、何となく運用がちょっとどうかなという感じが率直なところ。率直なところを言えと言われれば。

○山井委員 今運用の問題とおっしゃいましたが、まさに、運用じゃないんです、制度なんです。

ことしの三月までは、無条件に七十五歳以上の高齢者の方には保険証が発行されていたんです。その理由は、さまざまな事情があっても、七十五歳以上の方というのは御病気がちだから、全額自己負担になったら、それがきっかけで十分な医療を受けられなくて亡くられる方がいるかもしれない、社会の功労者である、本当に敬愛すべき御高齢の方々にそんなことがあったら国民皆保険の国日本で恥ずかしいという理念のもと、制度が七十五

歳以上の方には資格証明書の発行を禁止していたんです。

ところが、今回の四月から、後期高齢者医療制度で、七十五歳以上の人にも広域連合の判断で資格証明書を発行してもいいですよ、それどころか、一年間滞納したら資格証明書を発行しなさいよという、運用じゃなくて制度を変えられたんです。

だから私は、麻生総理に、その制度を変えたのが問題じゃないかということを上申しているんです。

○麻生内閣総理大臣 今の話で、保険料を納めていないという人に対して納付相談というのを、これはみんなどこでもやっているんだけど、納付相談の機会を設けて、保険料というものを適正に納めるといういわゆる仕組み、被保険者全員が負担するという、保険料によって運営されるという大前提で、これは必要な制度なんだと思っっているんですが。

今の七十五歳の話というのは、これまでいろいろ御意見が分かれたところなので、六十五はまだわかる、何で七十五だと言われると、これはなかなか意見が分かれるところでしたので、この七十五のところはどうするかという話と、もう一点は、たしか天引きの話もそのときあわせて問題になったんだと思いますが、この二つの点については、今後検討しなくちゃいかぬのではないかという話になったというのが私の理解なんです。

いずれにしても、こういったものは、納得をいただけるような、これは全員が全員というわけにはいかないんでしょうけれども、納得をいただけるようにいろいろ考えるべきというのが我々の今の考え方で、目下、それを詰めておられるところなんだと理解をいたしております。

○山井委員 もう時間が来ましたので終わりますが、最後になりますが、やはり今の社会を築いてくださった、不幸な経験を、戦争を経験された御高齢の方々には、当たり前の話ですが、生きている間に年金全額を支払う、そしてやはり、幾ら経済的に厳しい方でも七十五歳の人からは保険証は取り上げない、そして国民皆保険としてしっかり医療にかかってもらう、そういう原則をしっかりこの国はつくっていくべきだと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。